## 新型コロナウイルスに関する注意喚起 (その5)

令和2年3月12日 在スウェーデン日本国大使館

## 【ポイント】

- ●スウェーデンにおいては、引き続き感染者数が増加傾向にあります。
- ●スウェーデン政府は、公衆衛生庁の勧告に従い、3月12日から500名以上のイベント等を禁止することを決定しました。
- ●3月12日,外務省から、スウェーデンを含む欧州の複数の国に対してレベル1の感染症 危険情報が発出されました。

## 【本文】

1 スウェーデンにおいては、引き続き感染者数が増加傾向にあります。

3月12日現在の感染者数の累計は620名であり、その内訳は下記の通りです。

ストックホルム県:267人,ヴェストラ・ヨータランド県:116人,スコーネ県:97人,ヨンショーピング県:26人,ヴァルムランド県:22人,ハッランド県:19人,ウプサラ県:15人,ヴェステルボッテン県:8人,クロノベリ県:8人,セーデルマンランド県:7人,ブレーキンゲ県:6人,ヴェステルノルランド県:6人,エレブロ県:5人,ノールボッテン県:5人,イェブレボリ県:3人,カルマル県:3人,イェムトランド県:3人,ゴットランド県:2人,ダーラナ県:1人,エストラ・ヨータランド県:1人

- 2 スウェーデン公衆衛生庁は、国内での感染リスクを「非常に高い」としており、スウェーデン政府は、公衆衛生庁の勧告に従い、3月12日から500名以上のイベント等を禁止することを決定しました。
- 3 3月12日,外務省から、スウェーデンを含む欧州の複数の国に対してレベル1の感染 症危険情報が発出されました。

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pchazardspecificinfo\_2020T058.html#ad-image-0

「レベル 1 (十分注意してください。)」の感染症危険情報の発出の目安は以下のとおりです。

特定の感染症に対し、国際保健規則(IHR)第49条によりWHOの緊急委員会が開催され、同委員会の結果から、渡航に危険が伴うと認められる場合等。

https://www.anzen.mofa.go.jp/masters/kansen\_risk.html

- 4 スウェーデンに渡航・滞在中の皆様におかれましては、定期的な手洗い・うがいを励行し、咳エチケットの徹底をはかるとともに、なるべく人混みを避けるなど、基本的な感染予防対策に努めてください。特に外出先から戻ったときなどには、石けんを使った手洗いを励行するとともに、必要に応じエタノール系消毒液なども併用してください。
- 5 既に感染症例が確認されている国からスウェーデンに入国した方で入国した日から2週間以内に熱、のどの痛みや咳などの症状が出た場合は直ちに1177番(スウェーデン医療相談窓口)へ電話し指示を受けてください。新型コロナウイルスの感染・疑いがある旨診断された場合は、当館まで御一報願います。
- 6 現在のところ、日本への渡航制限や日本からの入国制限措置はとられていません。引き続き、平常の感染予防対策をとっていただくとともに、最新情報の入手に努めてください。
- ●スウェーデン外務省 (渡航制限)

https://www.regeringen.se/uds-reseinformation/ud-avrader/

●世界保健機関 (WHO)

https://www.who.int/health-topics/coronavirus

●公衆衛生庁ホームページ(感染者数などの確認)

https://www.folkhalsomyndigheten.se/smittskydd-beredskap/utbrott/aktuella-utbrott/coronavirus-wuhan-kina-januari-2020/

●1177番(スウェーデン医療相談窓口兼医療情報ウェブサイト)

https://www.1177.se/aktuellt/nytt-coronavirus-2019-ncov/

- ●厚生労働省
- ○新型コロナウイルスに関する Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\_iryou/dengue\_fever\_qa\_00 001.html

〇感染症情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\_iryou/kenkou/kekkaku-kansenshou/index.html

●外務省:新型コロナウイルス(日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限 措置及び入国・入域後の行動制限)

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory\_world.html

(問い合わせ先)

## 〇在スウェーデン日本国大使館

TEL:+46-(0)8-5793-5300 (閉館時は緊急電話対応業者につながります)

FAX: +46-(0)8-661-8820

H P : http://www. se. emb-japan. go. jp/

「たびレジ」 簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願い致します。

URL: https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete